

勝山市内の保育施設における避難情報発令時の対応ガイドライン

1 目的

台風や豪雨、豪雪などに伴う避難情報発令時、保育施設には、園児や保育従事者の生命と身体の安全を守るための早急な対応が求められる。そこで、勝山市内において、避難情報が発令された場合の保育(2号、3号)認定子どもにかかる対応について、ガイドラインを定める。

2 市民がとるべき行動

発令される警戒レベルごとに国民がとるべき行動は次表のとおりであり、乳幼児とその支援者は、「高齢者等避難」が発令された時点で、避難行動を開始すべきとされている。

警戒レベル	とるべき行動	市などからの避難情報等
5	既に災害が発生。命を守るための最善の行動をとる。	緊急安全確保 (勝山市)
4	危険な場所から全員避難 ・ 指定緊急避難場所等への立ち退き避難 ・ 災害が発生する恐れが極めて高い状況のため緊急に避難	避難指示 (勝山市)
3	危険な場所から高齢者等は避難 ・ 高齢者等は立ち退き避難 ・ その他の人は立ち退き避難の準備をし、自発的に避難	高齢者等避難 (勝山市)
2	避難に備え自ら避難行動を確認	大雨、大雪注意報等 (気象庁)
1	災害への心構えを高める	早期警戒情報 (気象庁)

3 発令時の対応

2の表を踏まえ、「高齢者等避難又は避難指示、緊急安全確保」が発令された際の、保育(2号・3号)認定子どもにかかる保育施設の対応を、次のとおりとする。

(1) 「開園時間の1時間前に発令中」又は

「開園時間の1時間前から開園時刻までに発令」の場合

警戒レベル (避難情報等)	保育施設の対応
警戒レベル5 (緊急安全確保)	・当該日は休園とする。 ・保護者へ「休園」の連絡を行う。
警戒レベル4 (避難指示)	
警戒レベル3 (高齢者等避難)	

(2) 「開園時間中に発令」の場合

警戒レベル (避難情報等)	保育施設の対応
警戒レベル5 (緊急安全確保)	・原則、予め保護者へ周知している避難場所へ園児を速やかに避難させる。ただし、他の避難場所又は園内が安全と判断した場合は、その場所に園児を避難させる。 ・保護者へ「安全を確保しつつできるだけ速やかなお迎えの依頼」の連絡を行う。
警戒レベル4 (避難指示)	
警戒レベル3 (高齢者等避難)	

4 保護者への周知等

- ・市は保護者に対してホームページ等で本ガイドラインを周知する。
- ・保育施設は保護者に対して入園時の重要事項説明や園だより等で、本ガイドラインを周知する。
- ・保育施設は、避難情報等発令時に円滑に対応ができるよう、緊急時の避難場所や避難経路、避難時の園児の引き渡し方法等を予め保護者と定めておく。

5 降雪期における対応について

保育園・認定こども園の保育（2号、3号）部分については、保護者が就労等のため、保育の必要性があるため受け入れを行っていることから、原則開園することとしています。

しかしながら、市に雪害対策本部（対策室）が設置されている状況下において、降雪や積雪などにより、道路の交通事情や市民の日常生活が滞るなどの影響が及ぶ場合には、保育園・認定こども園の運営においても、園児や園の安全を確保することが困難になることが想定されます。その際には、市と園が、臨時休園や保育の方法、代替保育などについて協議し、対応を決定します。